

スマートFIT(余剰電力買取)に関する契約条項

第1条(「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款の適用等」)

次条に掲げる内容の他、買取人のホームページにて公開されている「[太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款](#)」(以下、「買取約款」といいます)が、スマートFITの契約の内容として適用されるものとします。

また以下、スマートFITのご契約者様を売却人、電力の買取を行うリニューアブルトレード株式会社を買取人、[スマートFITのサービス紹介Webサイト](#)の運営を行うレイテック株式会社をWebサイト管理人とします。

第2条(合意条項)

1. 売却人は、余剰電力を全量、買取人に売却します。なお、余剰電力とは、売却人住所に設置された太陽光発電設備(出力10kW未満)(以下「本発電設備」といいます。)で作られた電気のうち、自家消費分を差し引いた余りの電気を指します。また、買取約款の買取電力量とは、上記余剰電力のうち、一般送配電事業者の受電用電力量計にて計量された金額をいうものとします。
2. 買取人は、本発電設備と電力システムを連系する一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます。)と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で送配電事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとします。
3. 売却人は、前項の送配電事業者が定める託送供給契約約款を遵守するものとし、買取人が送配電事業者と託送供給契約を締結する際に必要な協力を行うものとします。
4. 買取人は、送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結するものとします。
5. スマートFITのサービス提供期間は、余剰電力の買取のためのスイッチングが完了した日から2年間を経過する日まで、とします。
6. 買取人は、サービス提供期間終了1ヶ月前までに、売却人に対して、サービス提供期間終了後に契約が更新された場合の更新契約における買取電力料金単価を提示します。サービス提供期間終了14日前までに売却人買取人いずれからも何らの申し出がないときは、買取電力料金単価を上記提示額に変更の上、その他の契約内容は従前の内容と同一の内容にて、1年間、スマートFIT契約は更新されるものとし、以後も同様とします。
7. サービス提供期間終了14日前までに、売却人ないし買取人のいずれかが契約を更新しない旨の通知を書面またはメールにて行った場合、本契約は、サービス提供期間終了日に終了するものとします。本契約終了後の余剰電力売却先の変更手続は、売却人が自身の責任と負担にて、行うものとします。
8. 買取料金額は、算定期間を前月の検針日から当月の検針日前日までの「1ヶ月」として、以下の通りとします。

$$\text{買取料金額} = 1 \text{ヶ月の買取電力量 (kWh)} \times \text{当該月に適用される買取約款に定める買取電力料金単価 (円)} \text{ (税込価格)}$$

なお、余剰電力の環境価値(グリーン証明・非化石価値)は買取人に帰属するものとします。

9. 買取人は、前項により算定した各月の買取料金額について、本約款に定める支払期日に従い、売却人に支払うものとします。
10. 受電電力量計の不具合等により買取電力量の算定が困難となった場合、その期間内のお支払いはしません。但し、当該不具合が買取人の責めに帰すべき事由によるものである場合は別とし、その場合には、売却人と買取人が協議して、その期間内の買取電力量を決定するものとします。
11. 買取人は、前各項により算定された買取料金額について、支払額の多寡にかかわらず、6月末日までに確定した金額は同年8月末日までに、12月末日までに確定した金額は翌年2月末日までに、売却人の指定口座に支払うものとします。当該支払期日が、日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その翌日に支払うものとします。
12. 前条に基づく支払いに際して発生する振込手数料は、売却人の負担とします。また、支払額が振込手数料以下となる場合には、当該振込手数料と支払額を相殺するものとします。
13. 売却人は、系統連系受電サービス料金について、その都度、買取人にお支払いいただきます。支払われた料金については、その都度、買取人から送配電事業者へ支払います。
14. 系統連系受電サービス料金の支払は、8項にいう買取金額から買取人が相殺することで行うことといたします。
15. 売却人は、この契約により生ずる権利若しくは義務については、これを第三者に譲渡し、又は承継させるはなりません。ただし、書面により買取人の承諾を得たときは、この限りではありません。
16. この契約に基づく余剰電力供給に伴い、その責めに帰すべき事由により相手方若しくは託送事業者又は第三者に対し、損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとします。
17. 買取人は、売却人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約を履行することが不可能となったときはこの契約を解除することができるものとし、買取人が解除により損害を受けたとき、売却人は、その損害を賠償しなければなりません。
18. 売却人は、サービス提供期間中、VPP事業（バーチャル・パワー・プラント事業）に関する契約を、買取人ないし買取人のグループ会社を除く他社と締結してはならないものとします。
19. 買取人は買取約款を売却人の承諾なく変更する事ができます。この場合、当該変更約款の効力発生日後は、売却人には、当該変更後の買取約款が適用されます。この場合、買取人は、当該約款変更の効力発生日までに、買取人Webサイト（<https://renewabletrade.jp/>）上への提示、お客様ポータルサイトでの通知、その他買取人が指定する方法にて、売却人に周知するものとします。
20. 制度変更・著しい市場変化等が生じた場合、売却人は各条項記載以外の費用負担を別途する場合があります。
21. 買取人及びWebサイト管理人は、予告なしに本サービスの提供を停止または中止する場合があります。

お支払い額の多寡にかかわらず、6月末日までに確定した金額は同年8月末日までに、12月末日までに確定した金額は翌年2月末日までに、支払うものとします。
--

買取人：リニューアブルトレード株式会社
東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー42階
代表取締役 坂越健一
〔小売電気事業者登録番号：A0574〕

【お問合せ先】

リニューアブルトレード需給管理室
TEL：050-3628-6706
メールアドレス：renewabletrade@eft-jp.com

Webサイト管理人：レイテック株式会社
東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー42階
代表取締役 山崎誠

【お問合せ先】

TEL：029-291-6787 (レイテック株式会社 水戸オフィス)
Mail: info@reitechjp.com